



舞鶴市職員措置請求書

東山直建設部次長に関する措置要求の要旨

1 請求の要旨

令和5年2月5日に執行された舞鶴市長選挙において鴨田秋津氏は舞鶴市北田辺126番地1-1広小路SKビルに選挙事務所を開設し、付近の伊織殿川上にオレンジ及び白の板に「現状維持か改革か」「安心、安全と健康医療の実現」「新しき舞鶴への希望」と書かれたコの字型の看板（以下、コの字型看板）を設置した（参考写真①参照）。

伊織殿川は舞鶴市法定外公共物管理条例第2条第1項（以下、管理条例）による法定外公共物であり、「安心、安全と健康医療の実現」の部分は伊織殿川上にあり、管理条例第4条第1項第1号に該当するため、舞鶴市長（以下、市長）の許可を受け、舞鶴市法定外公共物管理条例施行規則第3条第1項（以下、施行規則）による舞鶴市法定外公共物占有等行為（新規・変更・更新）許可申請書（以下、許可申請書）を作成し、第1号から第7号までの必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

本請求人は、舞鶴市建築部土木課に鴨田秋津氏選挙事務所の看板について電話連絡を行い、現地確認をお願いした。また令和5年1月26日付けで行政文書の開示請求を行い、同年1月30日付けで通知された行政文書不存在決定通知書により鴨田秋津氏は施行規則における許可申請書を提出していないことが分かった（令和5年1月30日 舞建土第658号 行政文書不存在決定通知書参照）。

令和5年1月28日にコの字型看板は解体され、形状が変更された（参考写真②、③、④参照）。

管理条例第6条第1号よると市長は管理条例第4条第1項第1号に係る許可を受けた者から占有料を徴収すると定められている。しかし担当課である土木課東山直建設部次長（土木課長兼務）は徴収することを怠った。これは地方自治法第242条第1項に規定する不当に公金の徴収を怠る事実である。

よって、鴨田秋津氏がFacebookにコの字型看板を投稿した令和5年1月23日より形状変更された同年1月28日の6日間について管理条例第6条第2項に決められた額を徴収するよう勧告するように求める。

2 請求者

住所

氏名



地方自治法242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年1月19日

舞鶴市監査委員 あて

(備考) 氏名は自署(視覚障害の方が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)してください。